

Title	山中篤太郎教授 中小工業の本質と展開：国民経済構造矛盾の一研究
Sub Title	"The essential nature and development of small and medium scale industries," by Tokutaro Yamanaka
Author	黒川, 俊雄
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1948
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.41, No.11/12 (1948. 12) ,p.714(96)- 720(102)
JaLC DOI	10.14991/001.19481201-0096
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19481201-0096

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

山中篤太郎教授

「中小工業の本質と展開」

國民經濟構造矛盾の研究

黒川俊雄

「中小工業の研究が單なる工業經濟の一部門的研究ではなくして、今日の全經濟の課題の根本にふれる重要性を示すもの」(本書四頁)であることは何人も疑い得ない。山中篤太郎教授の著作「中小工業の本質と展開」は、曾ての昭和二年金融恐慌を契機とする中小工業問題研究の發生以來、教授が多年續けられて來た研究の成果として特に注目される。教授はその序文の冒頭で先ず、「本書の目標は中小工業の研究を通じて經濟政策展開の構造的な把握を試みたいという點にある。」(序一頁)と言われているが、然らばその經濟政策について如何なる見解を懷かれているであろうか。教授に従えば、「經濟政策の科學的課題の本質は、經濟政策の内容や效果の研究もよくむけれども、正さに謂わば無數に實在する經濟的矛盾の中で政策に於け

る社會的意志によつて如何なる特定の矛盾のみが特定の矛盾として主觀化されるかの一點にある。」(四頁)教授はここで「社會的意志」という一般的な言い方に満足されてはばかりでなく、その意志によつて主觀化される矛盾と主觀化されざる矛盾とを機械的に分離しておられるように見える。かゝる見地が後に見る如く如何に教授の方法的無批判性を結果していることか。もし教授自身言われる如く「資本の活動法則が支配する國民經濟、資本制國民經濟こそ重要(七〇頁)であるとするならば、「無數に實在する經濟的矛盾」を單なる「主觀化」ということによつて機械的に分離してしまふのではなく、これらの矛盾を、具體的に我國の國民經濟構造の内部を構成する様々の遅れた經濟諸制度が、謂わば遺制として阻止的に作用しつゝも、同時にその複雑な結びつきにおいてそれぞれの形態に應じて「資本の活動法則」に支配されて行く過程として統一的に把握するところに、經濟政策に對する余き批判の基準が與えられるのではなからうか。かくしてこそ初めて「經濟政策の問題は發展の問題であり變動の問題である。」(三頁)そして「經濟政策展開の構造的な把握」もかくして可能であると私は考えるのである。因みに教授がマックス・ウェーバーの「警戒」に従つて「政策主觀」なるものに或る制限を加えられた上でこれを容認されるとき(三頁)やがてその「國民經濟政策の實證的把

握」に當り、恐らくは主觀的な價值觀點の下に、多分にウェーバー的な認識の客觀性を構成され、更には腹削りの經驗論にさえ陥いつて行かれるであろうことが注意される。

さて以上の如く教授によつて理解されている經濟政策の「問題」への接近の門として本書の第一の課題は中小工業の本質把握に集中される。(序一頁)教授は具體的な「問題の分析」に入るに先立ち、従來の内外中小工業論を分類「批判」した上で、「中小工業論の基本課題」なるものを提示される。先づ従來の中小工業論を「存立」の理論と「問題」の理論とに大別され、前者を「二般的存在立條件」論、「國民經濟的歴史性における存在立條件」論及び「存在形態」論に區分され、それらについて更に細かい本質規定の相違を認められた後に、「つまり以上の諸規定の各々は、皆中小工業を規定するが、その個々ではすべてを盡さない。誠に中小工業は同質的一體であると云ふよりは、異質的な群であり、一元的であるよりは、多元的なのである。(三〇頁)と斷定される。そして「中小工業は異質的であり多元的でありとはしつつ、尙且内面的統一的把握は拒否されて可なりとし得る雑多な對象なのであるか。」(三二頁)と自ら疑問を提出され、所謂「問題」の理論に向われるのである。「問題」の理論は、「社會的要因においてとらえんとするもの」、「工

山中篤太郎教授「中小工業の本質と展開」

九七 (七一五)

業生産の問題としてとらえんとするもの」及び「從屬性の問題として把握せんとするもの」に三分され、更に細かい見解の相違を見られた上で、「擱きの存在分析理論におけると共に再び茲にも見解の相違に對象の把握は分解し去り行くが如くである。」と慨歎され、「果して『問題』性を通じても尙中小工業の本質把握は元と、困難であるのであろうか。或は又かゝる見解の相違をこえてこれを統一する論理が可能なのであろうか。」(三九頁)と未だ解かれざる疑問を再び提出される。かくして「かゝる課題は先づ如上問題性論相互の間においてこれが試みられねばならず、更に進んで存在分析論の方法と問題性論の方法との間に於いて統一の試みが行われねばならない。」(同上)と宣言され、未だ「見解の相違」が據つて來たる所を充分究明せざるに方法上の統一ならぬ折衷が意圖される。そこで「中小工業とは何か」といふ所謂「基本問題」に「立戻つて」しまわれ、今までくりかえし提出された「疑問に對して實は學問が中小工業を分析する必要自體の中にかゝる見解の相違を否定する本質的な要素が潜んでいるのに我々は注目しなければならぬ。」(四二頁)「それは中小工業を見るもの、自由な立場の中にあるのではなく、見らるゝ對象たる中小工業を自體の中に自存する『立場』の要請なのである。」(四三頁)と強く主張さる。我々はここにマックス・ウェーバーにおける科學の「沒價值性」

的要求を想起しないであらうか。従来の「見解の相違」は多かれ少かれ「中小工業を見るもの自由な立場」に解消せしめられ、しかもこれを「より高い立場に止揚」する「基本的な二つの方法」として教授は特にここで「中小工業とは何か」という「初歩的な設問」が「學問をして中小工業を『意識』せしめるものは何か」という形の設問におきかえられねばならぬとするのである。(同上)かくして「問題性」そのものの「意識化」こそ中小工業の本質を把握せしめる「鍵」であり、「唯一の方法」であると主張されるのであるが、教授が後に、かゝる「意識化」を「表示するもの」として、かの明治絶対主義の権力機構の一部たる農商務省の、「官僚前田正名の『興業意見』における問題主觀化を無批判的に取り入れられ、ただその小工業(固有の工業)育成をば「日本經濟の實體的知識の上に立つ」とのみ見られることは、(九二頁)ここに注意せられねばならない。抑々「所謂『問題性』とは政策矛盾として主觀化さるる『問題性』の意味である(四五頁)限り、それはあくまで前述の如く「實在する經濟的矛盾」の「主觀化」ということからする機械的な分離に立脚しているのである。批判すべき基準は與えられていない。教授にとつては「興業意見」における問題性意識化とその對策が、たゞ「社會的意志」という漠然たる概念による「主觀化」とその「意志の行動」としてしか目に映つて來ないのであ

る。しかもこのことから、政治と經濟とを具體的な姿で把握することが等閑に附されているのであつて、それは本書の「特徴」となつてゐる。例えば明治大正期に見られる「大小工業の競争淘汰」の理論を、たゞ「ドイツ歴史學派の完全なる支配の下に於ける思想輸入にほかならず、殆んど日本の國民經濟の實體に立論しない(八一頁)とのみ見られるが如き、もしその理論が我國に於いて持つた「政治的意味」を認識されるならば、封建的土地所有關係を固有の物質的基礎とする我國の絶対主義がその社會的基礎として小工業を育成し、或はその没落を少しでも喰ひ止めねばならなかつたという點において、先の「興業意見」に於ける「問題主觀化」と共に、具體的に且統一的に把握されて來るのではなからうか。思想も政治と經濟との具體的な關係において初めてその現實的意義が把握される。これを單なる「思想輸入」として片づけられているのは、我國の「工業化」を以て「殆ど無より有を生む程の生産力創設(九九頁)」と見られる考え方と好一對である。だがこの點はさておき教授の所謂「統一の把握への道」を辿らう。それは先ず、一般に大工業による小工業淘汰の問題として「意識化の出発點」であるという「大規模利益展開の問題」から進められる。大規模利益は一應エッジワースに従つて「收穫遞増の法則」として提起され、次に大規模生産の限度を示す「技術的條件」並びに大規模經營の

限度を示す「市場競争、生産諸要素の結合特に經營の人的能力」などの條件という「二つの條件を最高に満す規模」が、「大規模利益的な適度規模」であるとされる。(四八頁)そしてこれについて三つの問題點が指摘され、その最後に、マーシャルの所謂「外部經濟があり、而もかなり大量の生産が行われる機業地を思ふ場合、輕工業的な技術もある程度保證され、その製品の大量性の限度では紡績の兼營織布も亦競争し得ず、従つてそこに一應經驗的——この例の場合では「經驗的」でありすぎるかも知れないが、(教授はここで腹筋の經驗論を自ら意識される一筆者)——適度規模があつても尙中小工業がそこに意識される。(五〇頁)として、「右に見たところは、所謂大經營利益の展開による中小工業の敗退と云うが、適度規模は大にも中にもない場合がある上に、大規模利益は經營のより産業的地盤に於いて見られ、更に經驗的適度規模でも中小工業概念の中に立ち現われるものがある。(同上)と主張される。これが全理論の核心となつてゐるのである。それをさへえてゐる根據は、教授自ら「經驗的でありすぎる」とされる實例であり、また「より適切な例」とされる品川精機事務取締役の談(五二頁)なのである。教授はかくて「統一の把握への道」を「指向」される。即ち大經營も中小經營も共に「産業的地盤」において適度規模經營として互に「競争」「制約」し合つてゐるという見

山中篤太郎教授「中小工業の本質と展開」

地から、「かゝる經營的異質の多元を同時に構造的關係で國民經濟内に競合せしめつつ存在せしめる點こそ、……中小工業を意識化せしめる基本關係であり、従つて中小工業把握の鍵なのである。(五六頁)とされ、ここに問題性の見地から先の存立分析論の各種見解の相違を綜合統一すべき「地盤」を見出される。そしてこの「地盤」を「國民經濟構造」と見做されるのであるが、やはりそのみでは満足されず、「かゝる構造の内面的支柱の最も重要な二をなす國民經濟の經營的構造(五七頁)にほかならないとして、無意味な言葉の結合をせざるを得なかつた。これは、教授が「適度規模經營」論の理論的性格を深く吟味されず、たかゞそれが「大小工業の競争淘汰」論として現われるのを「個別經濟的」「一般的普遍的」或は「抽象的」とのみ規定され、いきなりそれを「國民經濟構造」なる「地盤」に接木されたことに由來するのではなからうか。しかも「國民經濟の經營的構造」の側面より規定されるのは「問題性の一般性格(五八頁)だ」と見られる教授は、その捨て難い「國民經濟構造の歴史性(序二頁)をば「社會的な隷屬性(五八頁)なる「問題性の形式(六〇頁)に求められる。けれども教授が、「隷屬性の問題なくば、かゝる機械工業に於ける適度規模經營として獨立化するものすらあり得る(六〇頁)と簡単に考えられてゐることからも知られるように、それが特定の生産關係上

の隷屬性でないことは明かである。それはあくまで、「大經營と構造的に結合し相制約相發展させる場合すらあるのに、尙且その場合の經營的構造が合理的自主的發展の抑止される經營構造的部分として隷屬的に存在すること(五九頁)を意味するにすぎない。「大工業對中小工業の相互依存制約の基本關係」(二四四頁)——これを教授が「問題の分析」に當り、「社會的意志」によるの本質理解がなかく及び得ないところとして、暗に慨かれ且その現實化を望まれているところなのである。そしてその實現の方法としては、「經濟の計畫化と中小工業への組織性導入」(二六二頁)と主張される。教授に従えば「戰爭經濟に於いて日本の不足した最大のもの」はこの「組織性能力」(二五八頁)なのである。かくの如き教授の主張が結局國家獨占資本主義の代辯に終らなければ幸であらう。この點に關して問題となるのは、所謂「日本資本主義の構造的展開」(二四五頁)における「隷屬性」の理解の仕方であるが、教授に従えば、「隷屬性」の重視さるべき所以は、日本經濟に於ける農業が「その存在の量の多きを示すに係らず」「農業の外側の資本的活動」によつて「動かされるもの」である如く、中小工業も亦、「經濟社會を動かす支配する資本主義原則の行われる面によつて圍繞されこれによつて動かされている廣汎にして雜軍的なる存在」(三一頁)である點にありとする。だがこれは餘りに平面的な

解釋ではなからうか。「日本工業における無数の中小企業が存在は、此の國の經濟に存続し、生産力一般の發達を阻害し、特に農村において然る所の封建的殘滓と直接の關聯を有し」(シヤ・リフ)同時に又、その封建的遺制が、商人・中小資本家を仲介として獨占資本が分散的な生産者を搾取する場合に利用されるという構造的矛盾の「所産なのである。それは、中小工業が獨占資本の超過利潤の源泉として存続しうるのは、「農業を基礎とする低勞賃勞働力の廣汎な存在」(二三頁)にはかならないといふことのうち表現され、また我國において「ビュツヒヤ」が資本制的な工場工業と見たところに近いもの(四七頁)の中に舊い身分的家父長的な諸關係が残つているといふ點にも現われている。問題は社會經濟的内容において把握することであつて、教授が「中小工業を低勞賃のみで片付け得ない」(二三頁)と敢て主張されるのは、自ら問題の視野を狭めておられるからである。教授に従えば、「中途半端な勞働力でもすむ産業種類がある故に、中小工業と低勞賃勞働力との結びつきが現存するのであり」(二三頁)「封建的徳川經濟的に營まれた個人消費生活機構が原則的に維持されたこと自體が」「國際的」に低き勞賃水準を可能ならしめた(七八頁)のである。この後者は特に從來「屢無視乃至輕視された」(八一頁)と教授によつて自負されているところだが、問題はやはり狭い視野から而も逆立し

て考えられているのである。

三

さて右の如き方法の必然的歸結として、教授は「日本の具體的特殊的分析と以上の一般的方法との間の距離を埋む」べく所謂「問題性における後進國條件」を列擧される。「その一は、日本産業革命の國民經濟循環における二元性である」(六三頁)このことは「問題の分析」に入つて次の如く説明されている。即ち「封鎖經濟的に存在し得る固有産業は、一方はそのままで輸出商品化し、他方は従来の個人的消費構成の保持によつて存続せしめられ、この本來支拂勘定を要せざる受取勘定と個人的生活費とを積杆として、開國により國民經濟の獨立性確保の爲外生的に必要化された基礎工業の移植導入の費用は購われ、又輸出用原料の輸入代金が支拂われた。前者は後者のための條件であるが、同時に後者を通じて確保された國民經濟の獨立性の維持は、前者の緩慢乍らの展開の爲め庇護の條件となるのである。兩者は相互に然かも結合してのみあり得たのである」(七九頁)教授はこれを以て又「從來に於ける日本資本主義分析の誤解し無視した點」(七六頁)であると自負されるが、問題はむしろ、かゝる現象の外観から「日本産業革命の顯著なる特質」(六三頁)を規定するか否かに存するのである。我々はむしろここに、「外國貿易の擴大が資本制生産様式の幼少期において

はこれが基礎となるものである」(マルクス)といふ一般性を我國についても確認しておくべきである。次にその二として「國民經濟に於ける生産力構造の高度化の必要に迫られつつ産業資本蓄積の相對的不足が本來大經營的であるべき生産財生産部門に於いてすら下請工業としての中小工業を發生展開せしめねばならぬ必然性を有した事」が指摘されているが(六三頁)成程日本工業は先進資本主義國に比して低い經濟的發達水準にあつたと云え、同時にその封建的殘滓を搾取の強化のため利用した限りにおいて資本の蓄積テンポにおいては巨大資本主義國をも凌駕したといふ點、しかも支那を搾取する特別便宜が日本に對し益々それを促進して植民地及び支那占領地域を利用する可能性を保證したといふ點(レーニン)これが見失われてはならない。この點を輕視される教授は、滿洲事變以後の我國の帝國主義戰爭についても「國防經濟的要求」(二七二頁)を認められ、「國防利益によつて」前面に押し出された動因主觀化に對比して、當面の資本そのものは、「資本の相對的不足と結合して統制への變質に對して謂わば追隨的であり」(一七五頁)と主張される。ここに問題はないであらうか。以下與えられた紙幅の關係上敘述を省略する。だが最後に一言しておきたい點は、取戦後の今日「唯一の方法」しかあり得ないとされがちな「經濟再建」といふ旗幟に護られて、獨占資本の攻勢は今や官僚統制に

補強されつつ極めて強烈であり、「敗戦経済の灰燼の中から再び不死鳥の如く蘇りつつあるといわれ」(序五頁)た中小工業も、その重压下に「資金難」「資材難」を訴えつつあるという一事である。しかも獨占資本はたゞ単に「より一段階層的に高められた經營的構造」(一五二頁)にあるのではない。既に我國の絶対主義的な天皇制は敗戦と共に崩壊し去つたとは云え、國家形態とは別に機構の内部に尙封建的遺制が残存している。そ

の限りに於いて國家獨占資本主義強化の本に、尙中小工業は日本資本主義の構造的矛盾の集中的表現たるであらう。そしてそれは單なる經濟問題ではなく「政治問題」にまで發展せねば止まないのである。(本稿の引用部分は、筆者が勝手に「新かなづかい」に書き改め且傍點を附したことをおことわりしておく)

—二三・九・三〇—

正 誤 訂 正

第四十一卷第五號

表紙

書評とあるのは紹介の誤り

六二頁下段一九行目

$r_{III}(S_I + S_P) - (D_P - D_R)$ は

下段二三行目

$r_{III}(S_I + S_P) - (D_P + D_R)$ に訂正

六三頁上段三五行目

$(r - D_{IN}) - (D_P - S_P) \equiv 4M + 4c$ は

上段二〇行目

$(r - D_{IN}) - (D_P - S_P) \equiv 4M - 4C$ に訂正

下段四一五行目

「に於ける決意」から傍點をとる

不等記號Aを入れる

(……) 紹介者の修正せる(5.3) 式を

通じを(……) 紹介者の修正せる(5.3) に訂正

第四十一卷第十號

表紙

「近代價值理論の展開」は

二五頁上段十九行目

「近代價值理論の展望」に訂正

下段四行目

$F_1(S) > O$ は $F_1(S) > O$ に訂正

三七頁上段十二行目

BはAに訂正

筆書は筆者に訂正